

# 21世紀の森公園周辺エリアにおける大型遊具施設提案募集 募集要項

## 1 募集の趣旨

21世紀の森公園周辺エリアが市民と来訪者で賑わう空間として魅力ある観光の目的地となるため、旧名護市児童福祉センター(跡地)を活用して大型遊具施設等の整備を行う。

大型遊具施設等の整備にあたり、安全で優れた遊具を計画するため、公募によって遊具の提案を募集することを目的とする。

## 2 募集の概要

### (1) 名称

21世紀の森公園周辺エリア大型遊具施設提案書

### (2) 場所

沖縄県名護市港二丁目 6492 番 108

### (3) 選定された提案の取扱い

名護市が発注している、21世紀の森公園周辺エリア魅力向上推進事業実施設計業務委託において採用する。

### (4) 提案を求める対象

遊具の構成、デザイン

## 3 参加資格要件及び応募構成

(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

(4) 名護市指名停止等事務処理要綱(平成20年10月16日告示第93号)に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。

(5) 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税(①市県民税(特別徴収・普通徴収)②法人市民税③固定資産税)を滞納していないこと。

(6) 応募は、遊具メーカー又はその取扱代理店のいずれかとする。なお、営業所等单位による複数の応募は認めない。

(7) 一般社団法人日本公園施設業協会(九州・沖縄支部)の会員であること。

ただし、遊具メーカーで応募する場合は、支部は問わないものとする。

(8) 取扱代理店で応募する場合は、沖縄県内において、本店、支店又は営業所等を有していること。

#### 4 参加表明書の提出

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）

(2) 提出部数

正1部、副1部 合計2部

(3) 提出期限

令和6年2月8日（木）17時まで

(4) 提出先

名護市役所企画部 政策推進課

(5) 提出方法

持参または郵送（期限内必着、引受及び配達記録が残る形態とする）

※ 事務局による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

#### 5 提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年2月29日（木）17時まで

(2) 提出先

名護市役所企画部 政策推進課

(3) 提出方法

持参または郵送（期限内必着、引受及び配達記録が残る形態とする）

※ 事務局による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

(4) 提出書類

提出書類	内容
①表紙及び目次	A3 1枚（様式自由）
②イメージ図 （遊具広場全体）	A3 1枚（様式自由）
③遊具配置・構成図	A3 各1枚（様式自由） 合計2枚 ①大型遊具ゾーン、②幼児用遊具ゾーン  遊具配置・構成図はゾーンごとに提出すること。 各遊具の施設規模、対応年齢を明示すること。 ※上記の明示が無い場合は、選定外とする。
④提案説明書	A3 3枚以内（様式自由） ①大型遊具ゾーン、②幼児用遊具ゾーン  提案説明書はゾーンごとに提出すること。 テーマ及びコンセプト、遊具の魅力、遊びアイテムの説明、安全や多様な利用者への配慮等を明示する

	こと。
⑤維持管理説明書	<p>A 3 3枚以内（様式自由） ①大型遊具ゾーン、②幼児用遊具ゾーン</p> <p>維持管理説明書はゾーンごとに提出すること。 主要部材と保証期間を明示すること。 ライフサイクルコスト（15年間）を考慮した点検の項目、時期及び費用を明示すること。 定期的なメンテナンスや部材の更新が必要である場合は、その時期、内容、費用を明示すること。 ※ネット遊具を配置する場合は、規模（㎡）を明示すること。</p>
⑥費用内訳書	<p>A 4 2枚以内（様式自由） ①大型遊具ゾーン、②幼児用遊具ゾーン</p> <p>費用内訳書はゾーンを合わせて提出すること。 ただし、内訳として遊具製作費、運搬費、組立据付費、遊具付帯舗装及びサイン等の関連施設、ゴムチップ費、基礎工事費を明確にすること。</p>
⑦遊具納入実績	<p>A 4 5枚以内（様式自由）</p> <p>実績についてはそれぞれ、公園及び遊具の名称、発注者、設置年度、製品金額（税込）、最近（1年以内）の製品写真及び健全性、沖縄県内で10年以上良好な状態を保つ遊具納入実績の有無を示すこと。</p>
⑧不測の事態への対応	<p>A 4 2枚以内（様式自由）</p> <p>部材の破損等により、一時的に遊具の使用が出来なくなった場合の対応を明示すること。</p>

(5) 提出部数

上記提出書類のうち、①～⑤、⑧は別綴じとして正1部と副15部（うち正本はクリップ止め）及び電子データ（PDF形式）をCD-Rで1部提出する。

※ ②はアンケート用として、30部提出する。

副本については、①～⑤、⑧には会社名等を表記しないこと。

全て片面印刷とする。

6 要求事項

別紙「要求事項」による

## 7 参加資格喪失要件

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 委員会の委員又は関係者にプレゼンテーションに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- (4) 本募集要項「要求事項」の委託上限額を超える金額で参考見積額が提案された場合
- (5) 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- (6) その他本募集要項に違反した場合

## 8 選定方法

- (1) 選定委員会  
提案書の審査、評価及び選定は、選定委員会及び事務局において行う。
- (2) 選定基準  
9 選定基準のとおり。
- (3) アンケート調査  
事務局にて、名護市内の保育園や小学校の子どもたちへ、応募事業者から提出された②イメージ図（遊具広場全体）に対するアンケート調査を行い、その結果を基に評価する。
- (4) プレゼンテーション審査等  
提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。選定委員会にて「9 選定基準」に基づいて評価を行い、合計点の最も高いものを選定する。ただし、評価項目の『実績』、『維持管理性』、『価格』及び『アンケート調査』については、事務局にて評価を行う。  
また、プレゼンテーション審査の順番は、遊具提案関係書類の受理順とする。
- (5) 使用機材及び出席者について  
プレゼンテーション審査の実施にあたり使用する機材等は、原則提案者で準備するものとする。ただし、以下機材は事務局で用意するものを使用する。なお、審査会場への入室は3人以内とする。
  - ・プロジェクター及びスクリーン（HDMIケーブル付き）
  - ・マイク（必要に応じて）
  - ・電源延長コード
- (6) 審査実施日及び審査会場等  
日時：令和6年3月12日（火）13時半～（予定）  
※ 時間については、提案書提出後、事務局より別途電子メール等で通知。  
会場：名護市役所3階（会議室1～3）

## 9 選定基準

(1) 評価項目及び配点は下表のとおりとする。

評価項目	細目	配点	
テーマやコンセプト	周辺の景観に合った遊具の設置・空間づくり（色調、配置等）になっている。	10	20
	公園利用者の増進につながるような提案になっている。（独創性、目玉となる存在）	10	
多様な利用者への配慮	多種多様な利用者を惹きつける、魅力的でオリジナル性の高いデザインである。	10	20
	インクルーシブ、ユニバーサルデザインなどに配慮している。	10	
遊具の魅力	子どもの心身の成長に応じ、冒険心や好奇心を喚起し、多様な遊びを引き出す遊具構成となっている。	10	10
安全性・多様な利用者への配慮	利用者の動線、遊具の安全領域、見守りやすさ等を考慮した提案である。	5	10
	子どもの予期しない遊びに対する安全措置（衝突、接触、落下、挟み込み、転倒における対策）が十分に行われている。	5	
実績 【事務局評価】	設置済み大規模遊具の納入実績がある。（沖縄県内で10年以上良好な状態を保つ）	5	5
維持管理性 【事務局評価】	メンテナンス及びライフサイクルコスト（長期維持管理費）を考慮している。	5	5
価格 【事務局評価】	配点×（最低見積額／自社の見積額）	10	10
アンケート調査 【事務局評価】	配点×（（提案者数－アンケート順位）／（提案者数－1））	20	20
合計		100	100

### (2) 評価配点（係数）

評価については、上記（1）の評価項目ごとに、以下の5つの区分（AからE）で評価を行い、その加算割合を各評価項目の配点に乗じたものを得点とする。評価項目全体の得点を合計得点とし、選定委員全員の合計得点をすべて加算し、それを選定委員の数で除して算出した平均点を提案内容の評価点とする。なお、評価点の計算にあたっては、その平均点に小数点がある場合は、小数点3位は四捨五入し、小数点第2位以上を有効点とする。

評価区分	判断基準	加算割合
A	非常に優れた提案である	配点×1.0

B	優れた提案である	配点×0.8
C	適切な提案である	配点×0.6
D	やや不十分な提案である	配点×0.4
E	不十分な提案である	配点×0.2

※ 構造・構成の実現性に疑義のある場合、遊具安全基準に抵触すると判断される場合は、選定外となる可能性がある。なお、見積価格が上限額を超える場合は、選定外とする。

※ 選定基準点は合計点の6割とする。選定にあたっては、選定基準点以上の提案を有効と扱う。なお、提案者全員が選定基準点以下の場合は、選定者なしと扱う。

## 10 選定結果

- (1) 審査後、選定基準点以上の者のうち最も得点が高い者を選定者とし、その審査結果を書面にて通知する。ただし、審査は非公開とし審査結果に対する異議申し立ては受理しない。
- (2) 以下の示す事由があった場合は、最高得点者の次に高い得点者を選定する。なお、別途事務局より連絡するものとする。ただし、次点高得点者が選定基準点以下の場合は、選定者なしと扱う。
  - ・最高得点者が「7 参加資格喪失要件」に合致したとき。
  - ・最高得点者が辞退の届出をしたとき。

## 11 参加の辞退

やむを得ず参加を辞退する場合、辞退届（様式3）を提出すること。提出にあたっては辞退理由を簡潔に記載し、名護市長宛てとすること。また、提出は事務局へ直接持参するものとし、プレゼンテーション審査5日前までとする。なお、最高得点者で選定通知後の場合は、2週間以内とする。

## 12 質問及び回答

### (1) 質疑方法

提案書に係る質問は、別紙「質問書」（様式2）を作成し、電子メールにて「14 事務局連絡先」に提出すること。なお、提出の際には電話にて着信を確認すること。

### (2) 質問書提出期限

令和6年2月13日（火）17時まで

### (3) 回答方法

令和6年2月16日（金）までに、参加者全員に電子メールにて回答する。なお、回答書は本市ホームページにて公表する。

### 13 公募スケジュール

	項 目	日 程
1	公募	令和6年2月1日(木)
2	参加表明書提出期限	令和6年2月8日(木) 17時まで
3	質問書提出期限	令和6年2月13日(火) 17時まで
4	回答期限	令和6年2月16日(金) までに回答
5	提案書提出期限	令和6年2月29日(木) 17時まで
6	プレゼンテーション	令和6年3月12日(火) 予定 ※時間は別途通知
7	審査結果通知	審査後速やかに書面にて通知

### 14 事務局連絡先

名護市役所企画部 政策推進課 (小那覇、大城)

〒905-0014 名護市港1丁目1番1号

T E L : 0980-53-1212(内線 396) F A X : 0980-53-6210

メール : seisakusuisin@city.nago.lg.jp

### 15 留意事項

- (1) 提案書は1者につき1提案とし、提出期限以降の記載内容の変更は認めない。
- (2) 本提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、選定以外には使用しない。また、返却しない。
- (4) 提出された書類は、選定作業のため、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書作成時において入手した独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用がないこと。
- (6) 選定委員会の委員への接触の禁止
- (7) プレゼンテーションにおいては、パワーポイント等を使用し、スクリーン投影による提案を可とする。ただし、先に提出した提案書と同様の内容とする。なお、提案にあたり視覚的にわかりやすいように表現する場合は、提案書の内容の一部追加又は別資料にて表現することができる。
- (8) 2 募集の概要(3)について、提案内容そのまますべてを採用するわけではなく、維持管理面や名護市景観条例等を踏まえ、協議の上で提案内容の仕様(アイテム・材質・部材・塗装・色など)を一部変更し採用する。また、公園整備状況によっては、協議の上で設計内容を変更することがある。
- (9) 上限金額は現時点での概算額であり、予算状況によっては、本市と協議の上で設計内容を変更することがある。